

# 山形県外で妊婦健診を受診する方へ

鶴岡市に住所(住民登録)がある妊婦さんが、里帰り出産や妊婦さんのご都合や状況等で、県外の医療機関で妊婦健診を受診する場合は、下記のとおり手続きが必要です。

まず、受診する医療機関に「鶴岡市と妊婦健診の委託契約ができるか」を確認してください。

## 1. 委託契約ができる場合 ⇒ 鶴岡市の担当者が手続きをします。

受診する医療機関の名称、住所、郵便番号、電話番号を、下記担当までお知らせください。

契約後は、**鶴岡市の妊婦健診受診票**を継続して使用できます。

## 2. 委託契約ができない場合 ⇒ 償還払いとなります。

受診の際、費用は自己負担していただき、後で鶴岡市に請求(手続き)するという方法です。請求できる金額は、健診に要した費用の一部(県内で受診した場合と同様の金額)です。ご了承ください。

**鶴岡市の妊婦健診受診票は使用できません。**(償還払いの手続きに必要ですので、母子健康手帳別冊より切り離さず申請時に持参ください。)

### 【償還払いの手続きについて】

#### \* 申請できる期間

助成対象(償還払い)の妊婦健診を最後に受診した日から起算し、**180日以内**です。

#### \* 申請窓口

鶴岡市健康課 鶴岡市総合保健福祉センター にこ♥ふる  
各庁舎市民福祉課

#### \* 持参するもの

- (1) 妊婦健診と明記されている領収証(明細書…ある場合)
- (2) 母子健康手帳
- (3) 未使用の妊婦健診受診券(母子健康手帳別冊)
- (4) 通帳(産婦本人の名義の口座が望ましい)



\* 申請当日は、申請書を記入していただきます。

\* ご不明なことがありましたら、気軽にお問い合わせください。

#### 【担当・問い合わせ】

鶴岡市健康課母子保健係  
☎0235-35-0157(直通)